

岩手県地域防災計画（本編第3章 災害応急対策計画 第12節 ボランティア活動計画）

第1 基本方針

- 1 ボランティア活動に対しては、その自主性を尊重しつつ、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。
- 2 被災地におけるボランティア活動に対するニーズ把握に努める。
- 3 ボランティアの受付、ボランティア活動の調整、活動拠点の確保等その受入体制の整備に努める。

第2 実施機関（責任者）

| 実施機関                  | 担当業務   |
|-----------------------|--|
| 市町村本部長                | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ボランティアの受入体制の整備</li> <li>2 ボランティア活動に対するニーズの把握</li> <li>3 ボランティア活動に関する情報の提供</li> <li>4 ボランティア活動に対する支援</li> <li>5 ボランティア活動に係る日本赤十字社岩手県支部の地区及び分区（以下、本節中「日赤地区等」という。）並びに市町村社会福祉協議会（以下、本節中「市町村社協」という。）との連絡調整</li> <li>6 自主防災組織など関係団体等との連絡調整</li> </ol> |
| 県本部長                  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ボランティア活動に対する支援</li> <li>2 ボランティア活動に関する情報の提供</li> <li>3 ボランティア活動に係る日本赤十字社岩手県支部（以下、本節中「日赤県支部」という。）及び岩手県社会福祉協議会（以下、本節中「県社協」という。）との連絡調整</li> <li>4 県外ボランティアの受入れに係る関係機関との連絡調整</li> </ol>   |
| 日本赤十字社岩手県支部           | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ボランティア活動に係る日赤地区等との連絡調整</li> <li>2 ボランティア活動に係る県との連絡調整</li> </ol>   |
| 日本赤十字社岩手県支部地区及び分区     | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ボランティア活動に係る市町村との連絡調整</li> <li>2 ボランティアの受付・登録、情報提供及び連絡調整</li> </ol>  |
| 岩手県社会福祉協議会            | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ボランティア活動に係る市町村社協との連絡調整</li> <li>2 ボランティア活動に係る県との連絡調整</li> <li>3 県内のボランティア関係団体との連絡調整</li> <li>4 県外ボランティアの受入れに係る関係団体との連絡調整</li> </ol>   |
| 市町村社会福祉協議会            | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ボランティア活動に係る市町村との連絡調整</li> <li>2 ボランティアの受付・登録、情報提供及び連絡調整</li> </ol>  |
| その他のボランティア団体（職域、職能等）等 | ボランティア活動に係る日赤県支部、日赤地区等、県社協、市町村社協との連絡調整   |

〔県本部の担当〕

| 部     | 課     | 地方支部班 | 担 当 業 務  |
|-------|-------|-------|--|
| 総務部   | 総合防災室 | 総務班   | 市町村の被災状況及び必要となるボランティア活動の把握   |
| 地域振興部 | 地域企画室 | 総務班   | ボランティア活動に係る総合調整  |
| 保健福祉部 | 地域福祉課 | 福祉班   | 1 ボランティア活動に係る日赤県支部との連絡調整<br>2 福祉ボランティア活動に係る県社協との連絡調整<br>3 福祉ボランティアの活動状況の把握 |

第3 実施要領

1 ボランティアに対する協力要請

市町村本部長は、被災地において、ボランティアニーズの把握に努める。

市町村本部長は、災害時において、ボランティアの協力が必要と認めた場合は、日赤県支部、日赤地区等、県社協、市町村社協と連携して、ボランティアに対して協力を要請する。

市町村本部長は、当該市町村のボランティアのほか、さらに多くのボランティアを必要とする場合は、県本部長に対して次の情報の提供を行うとともに、当該情報を地域住民に提供し、広く参加を呼びかける。

|   |                         |
|---|-------------------------|
| ア | ボランティアの活動内容及び人数等        |
| イ | ボランティアの集合日時及び場所         |
| ウ | ボランティアの活動拠点             |
| エ | ボランティア活動に必要な装備、資機材の準備状況 |
| オ | その他必要な事項                |

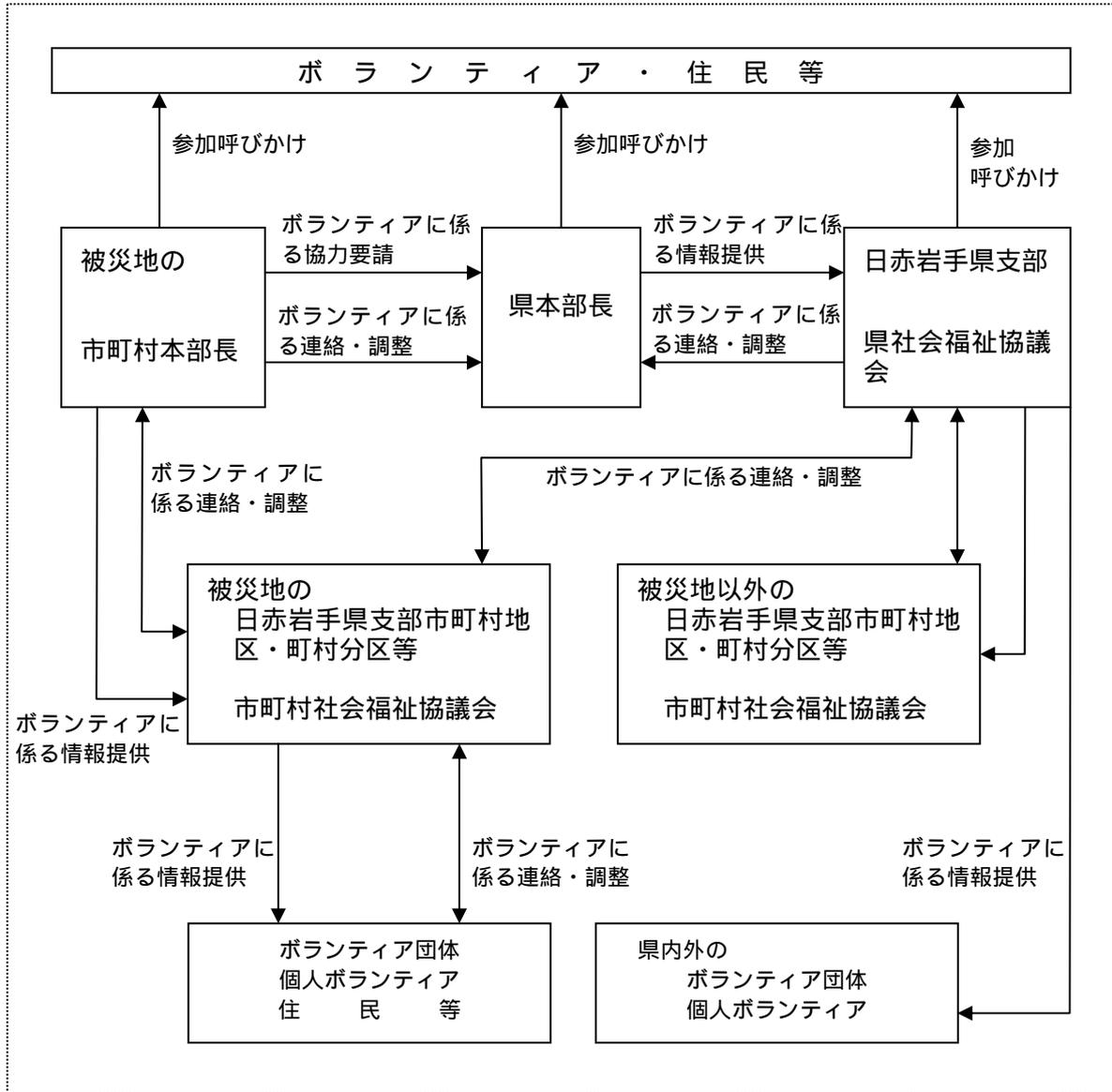
県本部長は、ボランティア活動に関する情報を県民に提供するとともに、広く参加を呼びかける。

また、日赤県支部及び県社協に対しボランティア活動に関する情報を提供するとともに、被害状況に応じ、国及び他の都道府県に対しても情報の提供を行う。

日赤県支部及び県社協は、ボランティア活動に関する情報を県民に提供するとともに、広く参加を呼びかける。また、被災地以外の日赤地区等及び市町村社協に対し情報を提供するとともに、被災の状況に応じ、ボランティア団体の全国組織や他の都道府県組織に対しても、情報の提供を行う。

日赤県支部及び県社協は、県本部長に対し、適宜、ボランティア活動の状況を報告する。

ボランティア活動に係る連絡調整図



2 ボランティアの受入れ

日赤地区等及び市町村社協は、災害時においてボランティアの受付を行い、次の事項についてオリエンテーションを行う。

- ア ボランティア活動の内容
- イ ボランティア活動の時期及び活動区域
- ウ ボランティア活動のリーダー等の氏名
- エ ボランティア活動の拠点及び宿泊施設（場所）
- オ 被害状況、危険箇所等に関する情報
- カ 交通機関、医療機関、通信網等に関する情報
- キ その他必要な事項

3 ボランティアの活動内容

ボランティアに期待される活動内容は、次のとおりである。

- |                                     |         |            |
|-------------------------------------|---------|------------|
| ・炊き出し                               | ・引っ越し   | ・安否確認、調査活動 |
| ・募金活動                               | ・負傷者の移送 | ・給食サービス    |
| ・話し相手                               | ・後片付け   | ・洗濯サービス    |
| ・シート張り                              | ・避難所の運営 | ・移送サービス    |
| ・清掃                                 | ・物資仕分け  | ・入浴サービス    |
| ・介助                                 | ・物資搬送   | ・理容サービス    |
| ・その他、応急危険度判定、医療、無線等の専門的知識、技術を活かした活動 |         |            |